

男女を問わず一人ひとりが自立した人間として個性や自主性が尊重され、誰もが社会の様々な場で対等に参画し、市、市民、事業者が協力協働して、互いに個性を尊重しあい一人ひとりが輝いて生きられる男女共同参画社会を実現するために「男女共同参画を推進する彦根市条例」を制定しました。

男女共同参画とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことです。



1 男女の人権の尊重

憲法第14条にも法の下での平等がうたわれていますが、性別による差別は、男女共同参画社会の形成を阻害する重大な問題です。



2 社会における制度または慣行についての配慮

性別による固定的な役割分業を反映して、女性の就労等の活動の選択をしにくくするような悪影響を及ぼし、男女共同参画の推進を阻害する要因となる恐れがあります。



3 政策等の立案および決定への共同参画

単に政策等への決定段階に参加するだけでなく、主体的に立案の段階から関わっていくことが重要です。

7つの基本理念

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が相互に家庭の一員としての役割を円滑に果たし、「家庭生活と働くこと、学校に通うこと、地域活動することなどとの両立」を図ることが重要です。



5 行政と市民等とのパートナーシップによる協働

市、市民、事業者との協働によって男女共同参画社会の実現を目指すこととしています。

6 性と生殖に関する健康と権利

人権と性の視点から妊娠・出産・避妊についての女性の自らの意思で選択できる自己決定権を尊重されることとしています。



7 国際的協調

国際社会における様々な取組みと密接な関係を有し、国際社会の一員として国際的な連携・協力のもとに男女共同参画を推進します。